

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長
(契 印 省 略)

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第 8 条の規定により設置される特定地域の協議会への参画に当たって留意すべき事項について

標記については、平成 21 年 10 月 1 日付け基発 1001 第 1 号「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第 8 条の規定により設置される特定地域の協議会への参画について」により、指示されたところであるが、その具体的な実施に当たっては、下記に留意の上、その適切な実施に遺憾なきを期されたい。

記

1 協議会への参画について

- (1) 特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第 8 条の規定に基づき設置される協議会（以下「協議会」という。）において承認される設置要綱において、タクシー運転者の労働条件に関する取組が協議事項となった場合、地方運輸局から特定地域として指定された地域を管轄する都道府県労働局（以下「局」という。）に対して、協議会の構成員として当該局又は所轄労働基準監督署の参画について要請がなされるので、要請がなされた場合は、積極的に参画すること。
- (2) 協議会への出席は、主としてタクシー運転者の労働条件に関する取組について協議を行うときとするが、協議会立ち上げの際や地域計画の議決の際など、協議会から要請がなされた場合についても、協議会における議論の状況等を踏まえ、必要に応じて出席すること。
- (3) 協議会の出席者については、他の構成員の状況を踏まえ、適宜判断し選出して差し支えないが、構成員としての発言等は、協議会の合意形成に影響を与え得ることを踏まえ、局課室長又は署長など幹部職員とする

ことが望ましいこと。

- (4) 特定地域が複数の局又は労働基準監督署（以下「署という。」）の管轄区域に及ぶ場合には、局間又は局内で調整すること。

なお、例えば「県南中央交通圏」を特定地域とする場合など特定地域の範囲が判然としない時は、地方運輸局に確認すること。

2 協議会における資料の提供等について

- (1) タクシー運転者の労働条件に関する取組について協議を行う場合、タクシー運転者の労働条件確保の観点から、必要な資料を提供すること。

例えば、特定地域に所在する署の管内のタクシー事業者の労働基準法、最低賃金法等の労働基準関係法令の違反の状況、労働保険の加入状況や局内におけるタクシー運転者に係る労働時間や賃金水準など。

- (2) 特定地域が複数の局又は署の管轄区域に及ぶ場合には、局間又は署間で連携し、特定地域にある事業場についての関係資料の整備に努めること。

- (3) 提供する資料については、協議会は原則公開であることを踏まえ、個別のタクシー事業者が特定されないようにする等適切な情報管理に配慮すること。

- (4) 協議会においては、地域住民なども参画していることから、労働基準関係法令の内容や遵守の必要性について、構成員に十分理解されるよう配慮すること。また、必要に応じて、タクシー事業者及びその団体、タクシー運転者の組織する団体に対して、長時間労働の抑制、賃金等労働条件の改善に向けた自主的な取組を促すこと。

3 地域計画への合意について

- (1) 地域計画の協議会の議決方法については、一定の要件の下、設置要綱で決定することとされているが、平成21年9月3日付けで国土交通省自動車交通局長が各地方運輸局長等に示した「特定地域の協議会の設置及び運営に関するガイドライン」では、局及び署は議決権はないものの、関係行政機関が全て合意していることを要件とするモデル要綱が示されているので、留意すること。

- (2) 協議会において策定される地域計画に合意するに当たっては、労働基準法、最低賃金法、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準等に関し問題がないかどうか、タクシー運転者の労働条件の改善に資するものであるかどうかの観点から判断すること。